平成２５年（フ）第８号
沖縄県那覇市牧志３丁目３番１号
債務者　株式会社太田屋うりずん
代表者代表取締役　太田　　栄
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　孝則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午後１時30分
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６４号
埼玉県越谷市花田３丁目１番地１
債務者　有限会社マツダ工業
代表者代表取締役　松田　傳一
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦麻里沙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月24日午前10時
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４４７号
兵庫県姫路市飾磨区構４丁目140番地
債務者　株式会社エム・ティ・ビィアコール
代表者代表取締役　田路　雅子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午前10時15分
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３６号
岡山市北区駅元町15番24号
債務者　有限会社シンコーカンパニー
代表者代表取締役　宇野　栄司
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有本　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午後１時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０３号
名古屋市名東区猪高台２―211―２、商業登記簿上の本店所在地名古屋市千種区春岡２丁目２番19号
債務者　有限会社愛知建設工業
代表者代表取締役　佐藤　哲郎
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　　勤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午後２時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４２号
福岡市博多区博多駅前２丁目20番１号
債務者　医療法人樹啓会
代表者代表理事　矢野　　匡
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　紀夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午後２時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５６号
福岡市博多区博多駅前４丁目21番11号
債務者　有限会社アサクラテック
代表者取締役　吉井　久用
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八尋　光良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３２号
京都府宇治市広野町西裏88番地５
債務者　ダイム都市開発株式会社
代表者代表取締役　森本　　均
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若松　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午前10時
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第５０号
青森県三沢市桜町２丁目15番29号　田嶋アパートＣ
債務者　久保田慎太郎
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　典子
4　破産債権の届出期間　平成25年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１６号
徳島県三好市三野町加茂野宮1371番地、住民票上の住所大阪府堺市北区百舌鳥梅町３丁10番地３マンション雅１階14号
債務者　瀧川　壽夫
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶野　正寛
4　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月７日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第２５号
福岡県大野城市白木原３丁目10番７号フェニックス大野城203号
債務者　山本　萬蔵
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩城　和代
4　破産債権の届出期間　平成25年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４１４号
愛媛県松山市西垣生町1719番地36
債務者　水沼　洋司
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　　晃
4　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５９号
埼玉県吉川市木売３丁目１番地１　戸張マンション202号、旧住所埼玉県三郷市早稲田７丁目37番地14
債務者　前田美津代
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横家　　豪
4　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３５０号
青森市蛍沢３丁目４番６号　市営住宅６―８、申立時の住居表示青森市大字駒込字蛍沢17番地23　市営住宅６－８
債務者　三浦　明美
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井戸川亮一
4　破産債権の届出期間　平成25年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４９１号
大阪市福島区福島６丁目５番18―603号
債務者　石田商店こと　石田　浩司
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茶本　成昭
4　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部